

## 福井市通学路安全推進会議設置要綱

### (設 置)

第1条 福井市の小中学校における通学路の交通安全の確保、防犯、防災を目的に福井市通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 通学路の危険箇所の把握に関すること。
- (2) 通学路の危険箇所に対する対策に関する協議を行うこと。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、通学路の交通安全、防犯、防災対策として必要と認めること。

### (組 織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる機関の代表者及び代表者から委任を受けた者（以下「委員」という。）で組織する。

### (任 期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役 員)

第5条 推進会議には、会を代表する会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (部 会)

第7条 会長が必要と認めるときは、推進会議に部会を設けることができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で構成する。

### (庶 務)

第8条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局保健給食課において処理する。

### (解 散)

第9条 推進会議は、所期の目的を達成したとき解散するものとする。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年7月28日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

区分		団体・機関等
学校関係		福井市PTA連合会
		福井市小学校長会
		福井市中学校長会
関係行政機関	国	国土交通省福井河川国道事務所道路管理課
	県	福井県福井土木事務所管理課
		福井県福井土木事務所道路第一課
		福井県福井土木事務所道路第二課
	警察	福井警察署交通第二課
		福井警察署生活安全課
		福井南警察署交通課
		福井南警察署生活安全課
	市	福井市こども未来部こども育成課
		福井市都市政策部自転車利用推進課
		福井市建設部監理課
		福井市建設部道路課
		福井市建設部建築事務所住宅政策課
		福井市建設部建築事務所建築指導課
		福井市危機管理監危機管理課
		福井市教育委員会事務局学校教育課
		福井市教育委員会事務局保健給食課